

# 三木市における 実地指導(監査)状況

# 1 指導・監査について

(介護予防)地域密着型サービス事業所  
居宅介護支援事業所  
介護予防支援事業所

# 指導と監査について

## 1. 目的

指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者(以下これらを「指定地域密着型サービス事業者等」という。)の内容並びに介護給付及び予防給付に係る費用の請求に関する指導及び監査についての基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適性化を図ることを目的とする。

(事業者の規定及び根拠法令「介護保険法」)

法第23条 (文書の提出等)

法第78条の2、第78条の7 (指定) 地域密着型サービス事業者)

法第79条、第83条 (指定居宅介護支援事業者)

法第115条の12、法第115条の17 (指定地域密着型介護予防サービス事業者)

法第115条の22、法第115条の27 (指定介護予防支援事業者)

## 2. 指導等の対象

指定地域密着型サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等であった者並びに当該事業者の指定に係る事業所の従事者及び従事者であった者

## 3. 指導の方法

### ① 集団指導

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度の改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

### ② 実地指導

事業者において事前資料及び関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

## 4. 監査

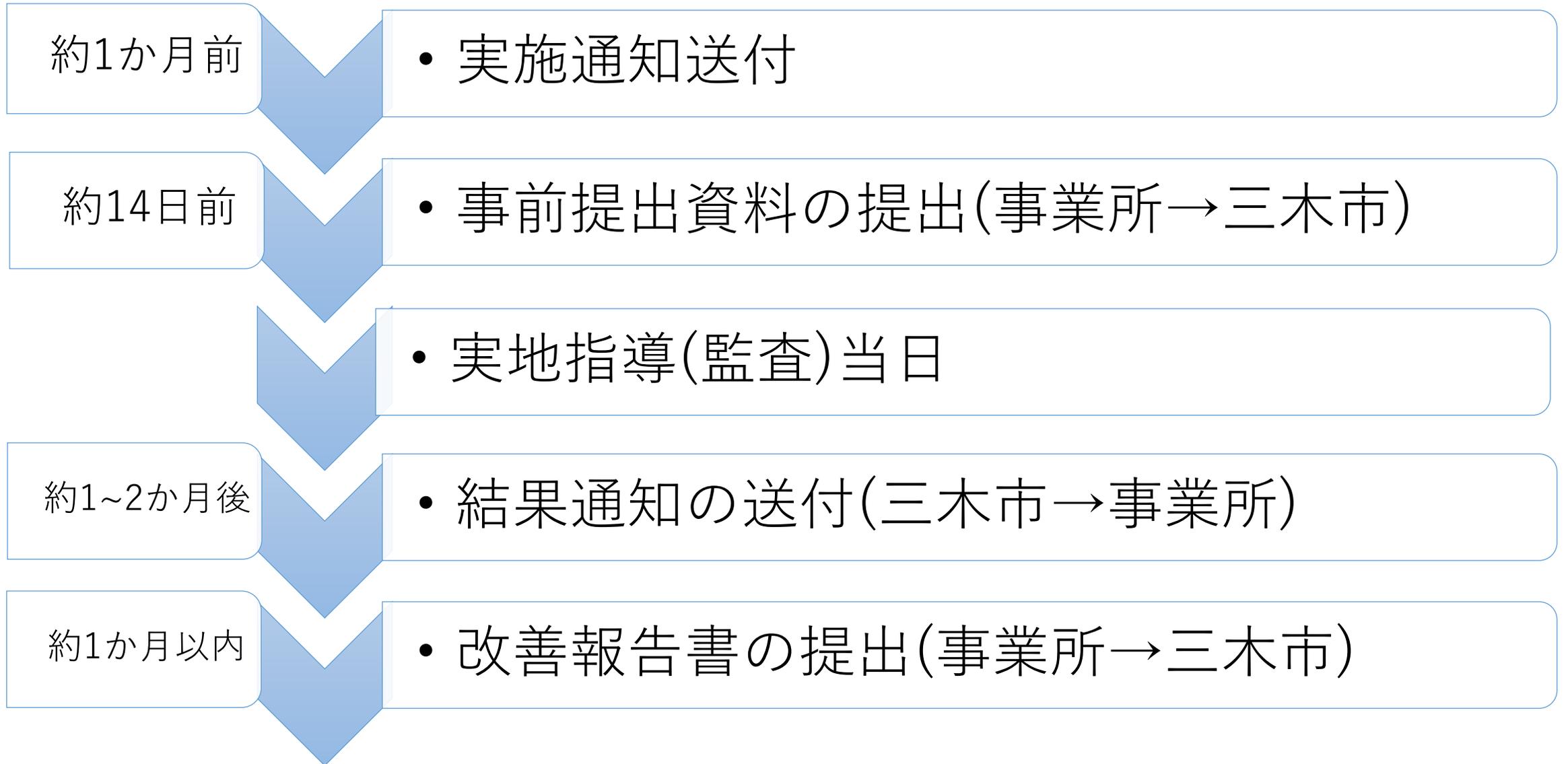
介護給付費等対象サービスの取扱い又は介護報酬等の請求について不正又は著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを主眼において、機動的に実施する。

## 5. 監査への変更

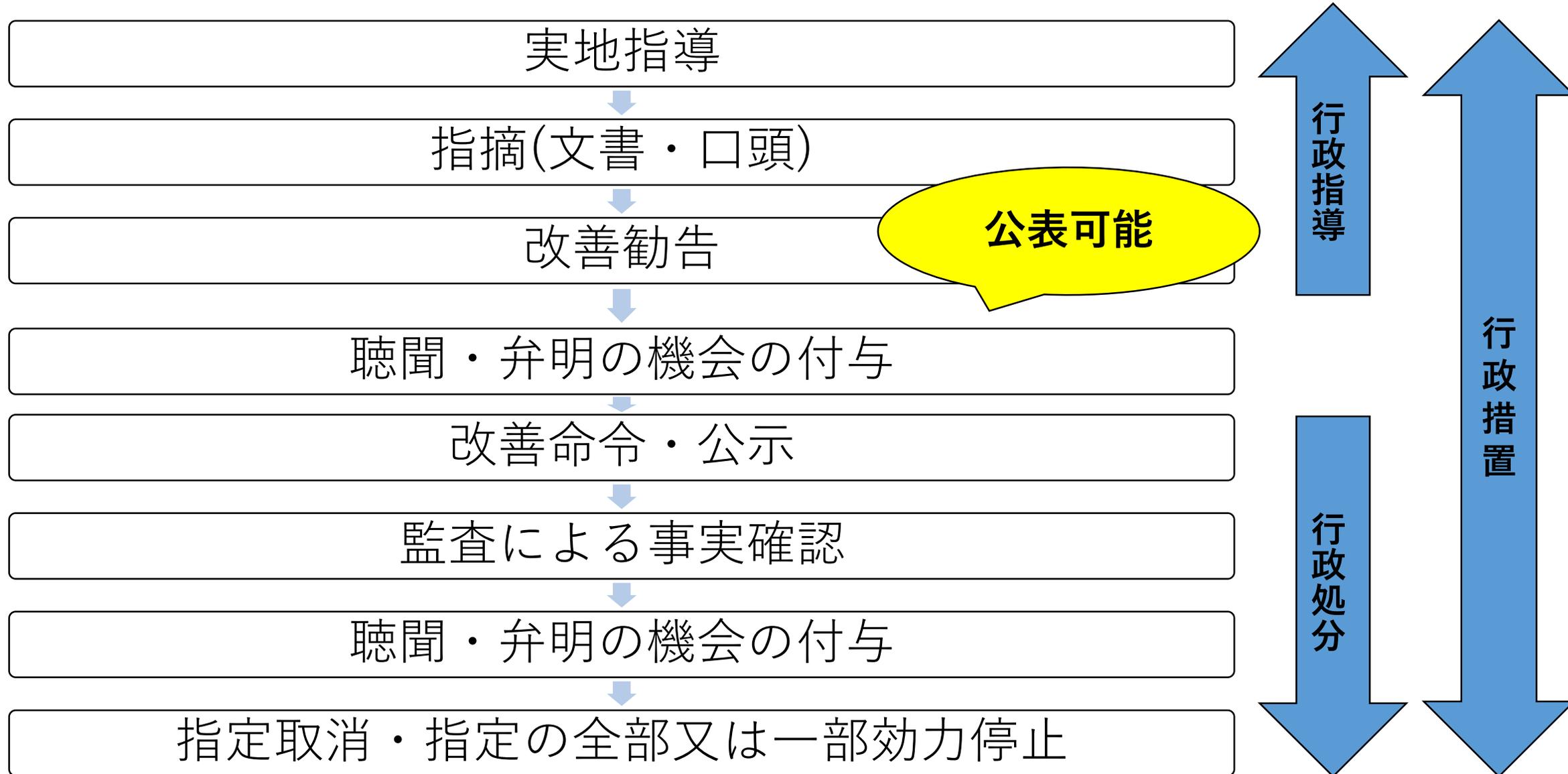
実地指導の中で、以下に該当する状況を確認した場合は、途中で監査に切り替えることがある。

- ①著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ②報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく悪質な請求と認められる場合
- ③その他監査の実施を要すると認められる場合

## 6. 実地指導の流れ



## 7. 行政上の措置の実施フロー



## 2 令和3年度実地指導(監査)結果について

(介護予防)地域密着型サービス事業所  
居宅介護支援事業所

# (1)令和3年度実地指導対象事業所及び実施事業所

事業所種別（本市指定分・介護予防含む）	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指 摘事業数	実施率 (b/a)	備考
居宅介護支援事業所	27	6	4	22.2%	
認知症対応型通所介護	3	1	1	33.3%	
小規模多機能型居宅介護	3	1	1	33.3%	
認知症対応型共同生活介護	6	1	0	16.7%	(グループホーム)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0	0	0%	(小規模特養)
地域密着型通所介護	7	1	0	14.2%	(小規模デイ)
合計	47	10	6	21.3%	

# 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指導監査実施の判断基準 (兵庫県対処方針：R4.1月現在)

緊急事態宣言中	まん延防止等重点措置期間中		左記以外
	措置の区域内	措置の区域外	
実施しない	実施しない	実施する	実施する

※上記にかかわらず、重大事案(身体拘束・虐待事案等)が発生した場合は指導監査を行う場合があります。

※原則、施設見学は行いません。

※感染防止の観点から、地域の感染状況を勘案し、実施を延期することがあります。

## (2) 実地指導に伴う指摘及び指導事例

### ① 居宅介護支援(1)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
運営に関する基準		
秘密保持等 (基準省令第23条)	一部の介護支援専門員について、秘密保持に関する契約書等が書面にて交わされていなかった。	介護支援専門員その他の従業者及び従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じること。
内容及び手続の説明・同意 (基準省令第4条)	重要事項説明書と運営規程の内容に齟齬がある。	重要事項説明書と運営規程の変更等を行う際に、どちらも内容が更新されていることを確認すること。
勤務体制の確保 (基準省令第19条)	勤務表が月ごとに作成されていない。また、勤務表の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等が不明確であった。	指定居宅介護支援事業者ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 <b><u>(特に併設サービス等がある場合区別が必要)</u></b>
	ハラスメント対策について、必要な措置が講じられていなかった。	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる必要がある。 <b><u>(令和4年4月1日より義務化)</u></b>

## ②居宅介護支援(2)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
運営に関する基準		
居宅介護支援の具体的 取扱方針 (基準省令第13条)	サービス担当者会議又はモニタリング等について居宅訪問ができておらず、記録もなかった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、サービス担当者会議又はモニタリングを訪問以外で実施した場合は、当該取扱い理由及び一連の流れが分かる内容を支援経過等に記録すること。 (令和2年2月17日付け事務連絡・厚生労働省老健局総務課「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」)
	サービス担当者会議について、欠席者からの照会の記録がない。	欠席した担当者の所属及び氏名、会議に出席できない理由、照会した年月日、内容及び回答を記録すること。 (居宅サービス計画書標準様式及び記載要領)
	利用者に同意を得た居宅サービス計画について、利用者にもみ交付しており、サービス事業所の担当者に交付したことが確認できなかった。	介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成及び変更した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する必要がある、交付した日もわかるように記録しておくこと。
	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等から、個別サービス計画の徴収もれがあった。	介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画（各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画）の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性や整合性を確認すること。また、整合性は交付時に限らず、必要に応じて確認すること。

### ③居宅介護支援(3)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
運営に関する基準		
居宅介護支援の具体的 取扱方針 (基準省令第13条)	課題の把握（アセスメント）を行ったことが記録において確認できない。	介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して行ったアセスメント結果について、記録を残すこと。
	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置づける場合、当該計画に必要な理由等が記載されていない。	介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載する必要がある。
記録の整備 (基準省令第29条)	契約書に記載のサービス提供の実施記録等の保存年限が2年になっていた。	契約書に記載のサービス提供の実施記録等の保存年限を5年に修正すること。(法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例第2条)
報酬に関する基準		
入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、情報提供を行った日時、場所、提供手段等についての記録が残されていなかった。	情報提供（入院後7日以内）を行った日時、入院先の病院などに出向いた場所、情報の内容、提供した方法（面談、FAX等）について居宅サービス計画などに記録する必要がある。また、FAX等による場合にも、先方が受取ったことの確認と、確認したことについての記録が必要である。

## ④居宅介護支援(4)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
報酬に関する基準		
特定事業所加算	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）は実施されていたが、実施後の報告書等や管理者が目標に対して確認、評価を行っていなかった。	介護支援専門員に対する研修は、前年度中に、年間研修計画を作成する。研修計画は、介護支援専門員1人ごとに具体的な研修目標、研修内容、期間、実施時期等を明記すること。また、研修実施後に報告書等を作成し、管理者が目標に対しての進捗管理（確認・評価）を行うこと。
	利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達等を目的とした会議が定期的で開催されておらず、記録についても確認できなかった。	当該会議の「定期的」とはおおむね週1回以上であり、議事については、定められた事項等の記録を作成し、5年間保存(法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例第2条)しなければならない。
	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力又は協力体制が確保されていなかった。	介護支援専門員実務研修における「実習科目」等への協力体制は、実際に実習の受入れを行っていても、受入れが可能な体制が整っていることで要件を満たす。OJTの機会が十分でない介護支援専門員に同行して主任介護支援専門員が指導・支援を行う研修や、市町村が実施するケアプラン点検に主任介護支援専門員を同行させるなどの人材育成の取組みが必要である。

## ⑤小規模多機能型居宅介護(1)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
運営に関する基準		
勤務体制の確保等 (基準省令第30条(予防基準第28条))	一部の従業者について、勤務表における職務内容と辞令とに齟齬がある。	介護サービスで人員基準に定められた職種に従事する場合は、従業者の雇用契約書や辞令を交付し書類を残しておくこと。また、兼務関係についても明らかにしておくこと。
居宅サービス計画作成 (基準省令第74条)	居宅サービス計画の作成及び変更にあたって、アセスメントを実施した記録等が確認できない。	介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うこと。
非常災害対策 (基準省令第82条の2 (予防基準第58条の2))	非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備がなされていない。	災害の種類によって対応等も異なることから、非常災害へ適切に対応できるよう、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、従業者の役割分担等について検討を行い、マニュアル等を整備する必要がある。

## ⑥小規模多機能型居宅介護(2)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
運営に関する基準		
事故発生時の対応 (基準省令第3条の38(予防基準第37条))	医療機関において、治療又は入院を要した事故が発生したにもかかわらず、市に報告していない。	事故報告の取扱いについて、三木市における事故発生時の報告取扱い要領「(1)サービス提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生」において、外部の医療機関で受診を要したものが原則となるが、それ以外についても家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものは市に報告すること。 また、「(4)その他、報告が必要と認められる事故の発生」としてサービス提供中に起因した事故以外でも積極的に報告することが望ましい。
地域との連携 (基準省令第34条(予防基準第61条))	運営推進会議の構成員について、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者など、当該サービスについて知見を有する者が会議に参加していなかった。	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等に参加してもらうよう努めること。

## ⑦地域密着型通所介護(1)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
運営に関する基準		
地域密着型通所介護計画作成 (基準省令第27条)	地域密着型通所介護計画の作成及び変更においてアセスメントが行われていない。	地域密着型通所介護計画の作成及び変更にあたっては、ケアマネジメントプロセスに基づきアセスメントやモニタリング等を実施したうえで、計画を作成すること。
	地域密着型通所介護計画作成前にサービスを提供しているケースがあった。	サービスの提供にあたっては、サービス提供開始前に計画を作成し、利用者の同意を得ること。
居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供 (基準省令第37条(第3条の15準用))	個別サービス計画作成にあたり、居宅介護支援事業所から居宅サービス計画の提供を受けていなかった。	個別サービス計画作成においては、居宅サービス計画に沿って作成する必要があることから、居宅介護支援事業所から計画書の提出を求めること。
非常災害対策 (基準省令第32条)	避難訓練が実施されていなかった。	定期的(年2回)に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。また、実施した内容についても記録を残すこと。
地域との連携 (基準省令第34条)	運営推進会議が開催されていない状況が見受けられた。	運営推進会議は、利用者の「抱え込み」を防止して地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としているため、おおむね6カ月に1回以上開催し、議事録を公表すること。

## ⑧地域密着型通所介護(2)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
運営に関する基準		
内容及び手続の説明及び同意 (基準省令第37条(第3条の7準用))	運営規程と重要事項説明書の内容に不備(営業時間、利用料金、附則の誤り等)が散見された。	運営規程等の整合性を図るとともに、報酬改定後の内容を反映し、入所者又はその家族に対して説明を行い、同意を得るとともに、その記録を残すこと。
秘密保持等 (基準省令第37条(第3条の32準用))	秘密保持の同意書等が一部確認できない従業者がいた。	常勤職員だけでなく、非常勤職員やパート職員からも同意書を徴すること。
研修 (基準省令第30条)	研修報告の資料等が確認できなかった。	研修計画を立てるだけでなく、研修実績の記録も作成し保存しておくこと。

## ⑨(介護予防)認知症対応型共同生活介護(1)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
運営に関する基準		
事故報告 (運営基準第108条(第3条の38準用)予防基準第85条(第37条準用))	事故発生防止の指針について、一部現在の取扱いと異なる部分が見受けられた。	事故発生防止の指針に記載されている、文書保存年限等が現在の取扱いと異なるため、必要に応じて見直しを行うこと。
利用料等の受領 (運営基準第96条 予防基準第76条)	利用者から徴収した食材料費から食材料ではない費用を支出していた。	認知症対応型共同生活介護は、食費ではなく食材料費のみの徴収になっていることに注意すること。また、食材料費の剰余金は、適時利用者に返還するなど、適切な処理を行うこと。
非常災害対策(運営基準第108条(第82条の2準用)予防基準第85条(第58条の2準用))	夜間を想定した避難訓練が実施されていなかった。	夜間を想定した避難訓練について、実施した記録を作成、保存すること。
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 (運営基準第97条)	身体拘束等の適正化のための職員研修について、同じテーマの内容を2日に分けて実施していた。	身体拘束等の適正化のための指針に年2回実施する旨の記載があるので、指針に則して実施すること。また、感染症対策の職員研修についても、規程のとおり、年2回以上実施すること。

## ⑩(介護予防)認知症対応型共同生活介護(2)

項目 (根拠法令等)	指摘事項	改善事項
報酬に関する基準		
介護職員等処遇改善加算	介護職員処遇改善加算の対象は介護職員のみであるにもかかわらず、介護職員以外についても賃金改善を行っていた。	介護職員処遇改善加算は介護サービスに従事する介護職員の賃金にあてることを目的しているため、介護職員についてのみ支払うこと。また、介護職員を兼務する場合は、勤務表や辞令等に介護職員として従事した記録を保存しておくこと。
看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断する必要があるが、診断日より前に看取り加算を算定している事例が認められた。	看取り介護加算の要件である、医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断した者であることについて、診断書、連絡記録等を確実に保存すること。
医療連携体制加算	重度化した場合における対応の指針について、入居の際に利用者又はその家族等に説明し、同意を得ていない。	医療連携体制加算の算定においては、重度化した場合における対応の指針について、必ず入居の際に同意を得る必要があります。